

## 令和2年度第2回幕別町障がい者福祉計画策定委員会

- 1 日 時 令和2年10月11日（月） 18：30～20：20
- 2 場 所 幕別町役場 会議室2-A・B
- 3 出席者 出席委員：林委員長、小尾委員、景山委員、佐藤（恵）委員、佐藤（文）委員、尾藤委員、三島委員、菅野委員、森脇委員、村上委員、宇佐美委員、堀委員
- 事務局：細澤住民福祉部長、樫木福祉課長、林保健福祉課長、鉾館発達支援センター保育長、高橋福祉係長、松田障がい福祉係主査、塚本障がい福祉係長

### 4 議事録 次のとおり

~~~~~

#### 委嘱状交付

- 福祉課長 皆さま、本日はご多用のところ、ご出席を頂き、誠にありがとうございます。会議に先立ちまして、委員の皆様へ委嘱状の交付を行います。お名前をお呼びしますので、その場でご起立ください。
- （町長より委嘱状交付）

- 1 開 会 それでは、ただいまから令和2年度第2回幕別町障害者福祉計画策定委員会を開会いたします。
- 始めに、町長よりご挨拶申し上げます。

#### 2 町長挨拶

- 町長 一日のお仕事でお疲れのところ、そして、夜分にも関わらず、本会議にご参加いただきお礼申し上げます。

2月28日に知事が緊急事態宣言を出して、もう7ヶ月以上が経過し、その間皆様も自粛した生活を送ってこられているのかなと思います。感染症対策をしっかりとこなっていただいておりますことに感謝申し上げます。おかげさまで幕別町では感染者が一人も出ていない状況が続いています。しかしながら、ちょっと油断をするといつ感染者がでてもおかしくない状況というのは、他県を見ましても分かることかと思えます。

7月2日の第1回の会議において諮問をさせていただきました。第1回の会議において現計画の進捗状況とアンケートを実施するという担当より説明をしたところではありますが、7月中ごろから8月にかけてアンケートを実施いたしました。その報告についても本日後ほど担当より説明があるかと思えます。

また、今回計画のフレームを新しくしていきたい。と考えており、計画を策定するにあたっては、皆さんのお知恵をお貸しいただきたいとお願いを申し上げるところであります。

障がいがある方がたが地域で暮らしやすい体制を整えていくことが、住んでみたい、住んでよかった町づくりに繋がっていくものだと思っています。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○福祉課長 次に、本日は任期最初の会議であり、新しい委員の方もいらっしゃいますので、ここで委員の皆さまから自己紹介をいただきたいと思います。

簡単で結構でございますので、林委員から、時計回りをお願いいたします。

(林→尾藤→景山→小尾→佐藤(恵)→佐藤(文)→菅野→三島→森脇→村上→宇佐美→堀)

続いて職員の自己紹介を行います。

(細澤部長→樫木課長→林課長→高橋係長→鉾館保育長→塚本係長→松田主査→上原主査)

以上で自己紹介を終わります。

それでは、次に3協議・報告事項 1) 委員長の選任であります。委員長が選任されるまでの間、町長が進行させていただきます。

### 3 協議・報告事項

○町長 よろしくお願いいたします。

それでは、協議・報告事項ですが、委員長の選任についてを議題といたします。

最初に事務局から説明をいたします。

○福祉課長 障がい者福祉計画等及び策定委員会の趣旨等について簡単に説明をさせていただきます。

障がい者福祉計画は、障害者基本法に基づく「障がい者福祉計画」と障害者総合支援法に基づく国が定める自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針に基づいて策定する「障がい福祉計画」と児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施を確保するための基本指針に基づいて策定する「障がい児福祉計画」を一体的に策定するものであります。

また、策定委員会は、お手元の議案3ページ「幕別町障害者福祉計画策定委員会条例」第1条のとおり、幕別町障がい者福祉計画の策定を行うため、地方自治

法の第138条の4第3項に規定する町長の付属機関として設置するもので、第2条では「所掌事務」、第3条では「組織」、第4条では「委員長」第5条では「会議」、第6条では「庶務」について規定されております。以上です。

○町長 委員長の選任につきましては、議案3ページの幕別町障害者福祉計画策定委員会条例第4条に規定されておりますように、委員の互選ということになっております。

どのように選任するかお諮りいたします。

○佐藤(恵)委員 指名推薦がよいと考えます。

○町長 ただいま指名推薦というご発言がありました。

互選の方法につきましては、指名推薦ということでご異議ありませんか。

異議が無いようですので、選任の方法については指名推薦とし、委員の皆さまからご推薦いただきたいと思っております。

それではご推薦願います。

○宇佐美委員 林委員がよろしい思い推薦いたします。

○町長 ただいま林委員というご推薦がありました。

ほかにございませんか。

無いようですので、林委員を委員長に選任することにご異議ありませんか。

それでは、幕別町障害者福祉計画策定委員会の委員長に林委員が選任されました。

私の職務はここで終了し、以降は林委員長に議事の進行をお任せいたします。ご協力いただきありがとうございますございました。

○福祉課長 町長は、この後、公務がございますので、ここで退席させていただきます。

それでは林委員長より就任のごあいさつをお願いいたします。

○委員長 ただいま委員長に選任いただきました林です。

引き続きとなりますが、皆様のご協力をいただきながら進めさせていただきたいと思っております。皆さんに活発なご意見を賜(たまわ)りますよう、お願い申し上げます。委員長就任のあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、続きまして2) 職務代理者の指名についてですが、職務代理者は、議案3ページの幕別町障害者福祉計画策定委員会条例第4条第3項の規定により、「あらかじめ指名する委員」となっておりますので、私のほうから指名させていただきますてもよろしいですか。

異議がないようですので、景山委員を幕別町障がい者福祉計画策定委員会の職務代理者に指名いたします。よろしく願いいたします。

続きまして3) 障がい者福祉計画策定に係るアンケート結果について、事務局から説明をお願いします。

○障がい福祉係主査 障がい者福祉計画策定に係るアンケート結果についてご説明申し上げます。まず、7月に開催した第1回策定委員会でもご説明しましたとおり、アンケート実施の目的は、次期計画の策定にあたり、障がいのある方またはご家族に対して、障害福祉サービスの利用実態や、生活面・経済面での実態、障がいに対する地域の理解度や将来の希望を把握し、今後の障がい福祉施策に反映することを目的として実施をしています。調査期間は令和2年7月15日(水)～8月7日(金)の24日間の期間で行いました。当初予定していた日程(7/10～31)とは若干異なっておりますがご了承いただければと思います。

それでは、資料1-1をご覧ください。【障がい者用】アンケートについてですが、全配布数は660件、そのうち258件の回答をいただきました。回答率は39.09%でありました。

資料1ページから5ページにかけては、アンケートにご協力いただいた方の、性別や年齢といった基本的な情報、障害者手帳の有無、医療的ケアの状況などを記載しているものとなります。

続いて、6ページから8ページにかけては、「福祉サービスの利用状況と今後の利用意向」についてアンケートしたものを記載しています。問15-1 サービス利用状況および15-2 今後の利用希望では、どちらも就労継続支援が一番多い結果となり、8ページ問15-3 体験利用では、共同生活援助や就労移行支援が多い結果となりました。

続いて、9ページから14ページにかけては、「住まいや暮らし」についての設問です。10ページ問18から問19にかけては、GHや施設入所の方々が将来どういった所で生活を希望されているかといった内容ですが、何らかの支援は必要とされているものの、3名の方が施設を出て生活をしたいと希望しており、またその3名全員が将来幕別町での生活を希望しています。12ページ問20から問23にかけては、支援をされる方の状況等についての内容になります。問21ですが、ご家族が支援されている方の割合は半分以上あり、また問22ですが、支

援者の年代別では約3割近くの方が70歳以上となっており、前回平成29年度に実施したアンケートの結果と比較すると12ポイントの増となっています。

続いて、14ページから16ページにかけては、「悩みや相談ごと」についてです。問24になりますが、悩みごとや心配ごとの内容としましては、健康や治療、将来や仕事のことなどが多くを占めています。一方では、そういった悩みを抱えていても、どこに相談したらいいかわからない、相談したくない、という方もいらっしゃる現状であり、相談支援体制の充実も課題の一つであると考えます。

続いて、17ページから22ページにかけては、「外出や仕事」についての項目です。17ページ問27から問29にかけては、外出の頻度や交通手段、また、不便に感じる部分は、といった内容となります。また19ページ問30から問33にかけては、就労の実態や今後の希望、また、どういった仕事なのか、などについての内容になります。22ページ問33仕事をする上での周りからの配慮についての設問ですが、職場内での障害に対する理解や障害に合わせた柔軟な働き方、が多くを占めており、当事者に対してだけではなく、理解促進や情報発信など企業側への支援も推進していく必要があると考えます。

続いて、23ページは「情報収集」についての設問です。インターネットやテレビなどから情報を収集している、と回答されている方が非常に多い状況となっています。

続いて、24ページから25ページにかけては「地域防災」についての内容となります。問36になりますが、災害時の困りごととして、薬や医療の確保、プライバシー保護の不安、などの項目に多くの回答をいただきました。

続いて、25ページから26ページにかけては、「障がい理解や成年後見制度」についての内容です。半数近くの方が、障がいがあることで周りから嫌な思いをしたことがあると回答している状況であり、また26ページ問38になりますが、成年後見制度については、約7割の方が制度内容を知らないと回答しているところです。

27ページ以降は、「これからのまちづくり」についての内容となっています。自由記述欄につきましても、現状抱えている問題や悩まれている内容、福祉制度や相談体制等の充実、またその周知等々、様々なご意見をいただいたところでもあります。

次に、資料1-2をご覧ください。【障がい児用】アンケートについてですが、これは、障害者手帳や自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方、福祉サービス利用の方、また町発達支援センターに通所されている方を対象に行ったものであり、全配布数は210件、そのうち84件の回答をいただきました。回答率は40.0%でありました。

資料1 ページから7 ページにかけては、アンケートにご協力いただいた方の、性別や年齢といった基本的な情報、障害者手帳所持の有無、医療的ケアの状況などを記載しています。

続いて、8 ページから9 ページにかけては、「福祉サービスの利用状況と今後の利用意向」についてアンケートしたものを記載しています。問 15-1 サービス利用状況および15-2 今後の利用希望では、どちらも児童発達・放課後等デイサービスが一番多い結果となり、9 ページ問 15-3 体験利用では、地域活動支援センターの利用希望が一番多い結果となりました。

続いて、10 ページから11 ページにかけては、「暮らし」についての設問です。11 ページ問 18 になりますが、保護者の方々が支援を要しているものとしましては、相談・情報提供や心身のリフレッシュ、経済的支援が高い割合を占めています。

続いて、12 ページから15 ページにかけては、「悩みや相談ごと」についてです。問 19 発達の遅れや障がいに気付いたきっかけですが、家族の気づきが約半数、保育所など他機関からの指摘が2割ほどとなっています。また、気付いた年齢についてですが、未就学の時期での気づきがほとんどであり、割合としましては9割程度となっています。問 20 から21 にかけては、相談先や相談内容、また問 22 では相談支援体制の充実についての設問となっています。こどもの療育・発達支援に関する相談や相談員によるカウンセリング、また、就職の支援に関する相談などが高い割合を占めています。

続いて、16 ページから21 ページにかけては、「教育や保育、療育といった他機関との連携」についての内容となっています。17 ページ問 25 将来働くことについての設問ですが、障がいのない人と一緒に一般の職場で働きたい、障がい者に配慮された環境で働きたい、などの項目に多くの回答をいただきました。また、18 ページ問 26 から問 27 にかけては、町発達支援センターへの通所に関わる部分となっており、問 27 になりますが、療育指導の充実、発達障害に関する研修や情報、家庭内での育て方のアドバイスなどに対しての要望があげられています。さらに、20 ページ問 28 および21 ページ問 29 保健・福祉・教育といった他機関との連携についての部分ではありますが、本人にとって良いと思われる支援が引き続き行われること、といった内容の要望が6割以上を占めている状況です。

続いて、22 ページは「障がいへの理解」についてですが、4割以上の方が、障がいがあることで周りから嫌な思いをしたことがあると回答しています。

続いて、23 ページは「地域防災」についての内容です。問 32 になりますが、災害時の困りごととして、災害の状況や情報が伝わってこない不安、プライバシー保護の不安、などの項目に多くの回答をいただきました。

終わりになりますが、24 ページ以降については、「これからのまちづくり」についての内容となっています。問 34 障がいがあるなど支援が必要な方に対して重要な支援は？という設問であります。発育・発達上の課題の早期発見・診断、また、小・中学校・高校での教育機会の充実、などの項目に多くの回答をいただいたところです。そして、自由記述欄におきましても、先ほど報告させていただいた障害「者」のアンケートとも同様ではありますが、様々なご意見をいただいたところです。くわえて、学校や学童、保育所といった他機関に対して、またその他関係機関とも連携した内容の、貴重なご意見もいただいておりますので、関係機関へのフィードバック、情報共有にも努めていきたいと考えています。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長 皆さんから、ご質問等お受けしたいとおもいますが、ございませんか？

○佐藤(文)委員 者の方のアンケートで問 14、児も同様に問 14 ですが、これは回答するときに非常に迷ってしまいます。服薬管理という部分も単に薬を飲んでいる人がここに○をつけたりもしていると思います。

毎回同様のないようになっていますが、いつも回答する人にはわかりにくいと思います。回答が0の項目を削除するとか、この項目はこういう状況の場合にあてはまるとか、説明を加えたりしないと正確な解答が得られないと思うので、次回に向けて検討してもらえればと思います。

○福祉課長 前回のアンケートとの比較をしたいという思いや、今回が0の項目でも次回はあるかもしれないということもあります。また、ある程度国のほうから、アンケートの項目についてはこのようにというものが示されていることもありまして、このような内容とさせていただきました。説明文とかがあるとわかりやすいというのもあるかと思っておりますので、次回までの検討事項とさせていただきます。

○委員長 よろしいでしょうか。他にありませんか。

無いようですので、次に4) 障がい者福祉計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の素案について事務局から説明をお願いします。

○障がい福祉係長 資料2をご覧ください。

タイトルとして「まくべつ障がい者福祉基本プラン2026」としています。これは障害者基本法に基づく、市町村障害者計画にあたるものとなります。

障害者総合支援法に基づく第6期幕別町障がい福祉計画と第2期障がい児福

祉計画を一体的に策定するものです。

障がい者福祉計画、障害福祉計画と名前も似ており、わかりにくいことから、現計画からの大きな変更点である6か年計画とするタイミングで、町の障がい者福祉施策の基本計画として名称を「まくべつ障がい者福祉基本プラン2026」としたものであります。2026は計画の最終年次を表しております。

ページをめくっていただき、目次となりますが、第1章から第3章までを本計画の策定にあたっての趣旨や理念、現状のデータなどの基本事項を記載しており、第4章は今後6年間の施策や方向性を示しております。

第5章が障がい福祉計画と障がい児福祉計画に関わる基本的な考え方について、第6章が障がい福祉計画の部分として、第7章が障害児福祉計画の部分として、第4章に記載する施策を円滑に実施するためのサービスの必要見込量や確保すべき量などを国が示す指針や幕別町の実態に合わせて記載しています。

ページをめくっていただき、1ページ目をご覧ください。第1章では計画策定の背景や趣旨、位置づけを記載しています。現計画を策定して以降、法律や国の制度として大きな改正はありませんでしたが、障がいサービスや相談内容も多様化、複雑化してきている状況であること、現計画が最終年度を迎えたことから前回会議においてお示した現計画の達成状況や現状を整理して、新たな計画を策定しようとするものであります。

2ページ目になりますが、本計画はまちづくりの指針である「第6期幕別町総合計画」や昨年度策定された「第3期幕別町地域福祉計画」、また国や道が定める障がいに関する計画や指針と整合性を図りながら、市町村障害者計画である「まくべつ障がい者福祉基本プラン2026」とそれを円滑に実施していくための数値的目標等を示している「第6期障がい福祉計画」と「第2期障がい児福祉計画」を一体的に策定するものであります。

次に6ページをお開きください。本計画は先ほどご説明したアンケートの実施やこの後実施しますパブリックコメントや自立支援協議会などにおいて広く意見を聞きながら策定し、策定後は毎年本会議においてその進捗状況や見直しの有無などについて検証をしていきます。

7ページになります。第2章で基本理念を記載しています。現計画から引き続き、「自立」「社会参加」「共生」の3つを基本理念としています。これらの実現のために各施策をを実施していくものであります。

8ページですが、ここは今までの計画になかった新たなものであります。 「えすでいーじーず」と呼びますが、日本語訳では「持続可能な開発目標」となります。17の大目標と169のターゲット及び232の指標から構成される、持続可能な世界を実現するための国際社会の共通目標として2015年の国連サミットに

において採択されたものであります。これからご説明する各施策がSDGsの推進になるものと考え、その視点を取り入れ、施策を進めてまいりたいと考えています。

次に12ページをご覧ください。第3章は障がいのある人を取りまく現状のデータを6年間分をグラフ等示しています。それぞれ各年の3月31日時点を記載していますので、H27となっている場合は、平成27年3月31日ということになります。

総人口においては、平成27年に比べ千人ほど減少してますが、65歳以上の割合は増えていることがわかります。また、その下の世帯の推移では、世帯数が年々増えています。これは1世帯当たりの世帯人員が減っていることを意味し、今後、障がいのある人が家族の支援を受けることが難しくなってくるのが想定され、親亡き後の生活を見据えた支援が必要になってくると考えています。

13ページでは障がい手帳の所持者数になります。手帳の有無だけで障がい者数の把握とはなりません、一つのデータとしてみた場合に、身体、療育手帳はほぼ横ばいが続いています、精神障がい者保健福祉手帳については、年々数が増えています。

14ページから障がい手帳の種類ごとの状況をグラフで示していますが、身体では肢体不自由、内部障がい大きな割合を占めています。等級だと1級と4級が多くなっています。

次ページの療育手帳については、B判定が多くなっています。18歳未満の占める割合がB判定では約3分の1を占めています。

次に精神では令和2年3月31日時点の数字がまだ十勝総合振興局から公表されていませんので、空欄となっていますが、公表され次第データを追加させていただきます。精神は2級が半数以上となっています。全体数も年々増加している状況となっています。

17ページは町内小中学校における特別支援の現状です。児童生徒数は年々減少していますが、特別支援学級在籍者は小学校で年々増加しています。

18ページの発達支援センターの利用状況は平成28年度に心理士を配置し、発達検査の実施体制を強化したことによりその件数も増加しています。また、令和元年度には発達支援コーディネーターを配置したことで、相談件数も増加しています。様々なニーズに対応している体制が整ってきているものと感じています。

次ページは難病患者のうち特定医療費受給者証を所持している方の数値です。難病は治療法が確立していない疾病をいいますが、平成25年4月より難病患者も障がいのある人の範囲に加わっています。平成27年1月から新しい医療制度が始まり現在は333の難病に対して医療費助成がなされています。令和2年3月31日時点で町内には259人が医療費助成制度の対象となる難病患者となっています。

ます。

20 ページをお開きください。第4章として今後6年間で先ほどお示しした基本理念を実現していくために重点として行うべき施策について記載しています。①から⑥までありますように、6つの目標を施策の柱として、22ページからそれぞれの柱の方向性について記載しています。

1つ目として障がいへの理解と権利擁護です。障がいがある人も平等に地域の中で周りとは様々なかかわりを持ちながら、平等の権利の基生活していくのは当然ですが、アンケート結果でも障がいがあることによって嫌な思いをしたことがあると回答された方も多くいました。平成28年には障害者差別解消法が施行され、5年となりますが、合理的配慮の重要性について認識と理解を広めていくことが必要と考えています。

そのために、毎月開催しています、幕別町自立支援協議会定例会において勉強会や障がいのある人の声を直接聞くなど、様々な方が集まって話をできる場を設けたり、周りからは気づきにくい内部障がいなどを持っている人が配慮や援助を受けやすくなるようヘルプマークやヘルプカードの周知や配布を進めるほか、開催が予定されている東京パラリンピックを機に障がい者スポーツが地域交流活動の場となるよう努めていきたいと考えています。

2つ目として自立した生活支援の充実です。障がい者が自立した生活を送っていただけるよう支援をしていくのが障がい福祉サービスとなります。障がいの特性や障がいのある人を取りまく環境によって、困りごとや求めるサービスは様々です。相談支援を通じてそれらを必要な人に必要な量を提供していただける体制が必要です。また、障がい福祉の制度が非常に複雑であると感じますので、相談を受ける側の知識や資質の向上も不可欠です。

また、障がいがあることで通院等で負担が大きくなることもあることから、交通費や医療費の助成も引き続き必要と考えています。

3つ目として障がい児支援体制の充実です。発達支援センターへの相談や検査依頼も多く、小中学校における特別支援学級在籍児童生徒も増えている状況です。小さな時からの支援や療育は社会へ出て行く際に大きな力となると思います。また、保護者の不安や困りごとへの支援も障がい児支援の一つと考えています。将来を見据え、幼保小中高とそれぞれのステージにおいて一貫した支援をおこなっていくための施策を、町の発達支援システムを基に進めていくことを記載しています。

4つ目として就労支援の充実です。就労は社会参加や自立を実現していく上で、重要な手段でもあります。令和3年には法定雇用率が引き上げられる予定となっていますが、雇用側の理解や配慮が仕事に定着する上で必要です。また、障がい

の特性や能力に応じた、就労のコーディネートが必要です。町では令和元年度より就労支援コーディネーターを配置し、就労に対する悩みや相談に応じ、職場体験やチャレンジ雇用を活用しながら様々な支援をしています。今後は潜在的に把握していない障がいのある非就労者の掘り起こしや個々の課題解決の場の創設に努めたいと考えています。

5つ目として、安全、安心な生活の確保です。近年、バリアフリーや障がい者に配慮した施設も増えてきていますが、まだまだ街を歩いていると段差であったり、トイレであったり障がい者の自由な外出を妨げる状況が多くあります。すべての対応には時間がかかるものですが、今後もバリアフリーの推進を行っていく必要があります。

また、近年頻発している災害では、避難が難しかったり、情報が伝わりにくい方もいます。そういった方の把握と避難等の支援がスムーズにできるような準備や体制を整えることが必要です。災害のみならず、事故等の際に電話を使うことができない人が簡単に警察や消防などへの通報が可能になるネット119番通報システムについて十勝広域消防において導入を検討していることから、必要な方への周知を行っていきます。

最後に6番目として、保健、医療の充実です。アンケートにおいても現在の悩みや心配事として健康や自分の障がい等の治療に関することが最も多く回答がありました。自立支援医療などの医療費軽減や医療的なケアを日常的に必要とする子どもが地域で生活をしていくための支援の充実を図るための検討の場の設置を行うほか、病気になりやすかったり、病気になることで症状が悪化しやすい人もいることから、優先的に各種ワクチン接種ができるような仕組みづくりにも努めていきたいと考えています。

続きまして31ページから第5章で障がい福祉計画と障がい児福祉計画として位置づけられる内容となります。どちらも基本理念を踏まえて、第4章でご説明した施策を円滑に進めていけるために31ページ上段の□の中に記載のある1から7までに配慮して策定することとされています。

また、サービス確保の考え方として下段□の中にある点に配慮しながら、必要なサービス量を見込み、数値目標を設定することで、計画的な整備を行っていくものです。

32ページをご覧ください。(3)で相談支援についてですが、相談支援はその人の状況を把握し、説明やアドバイスにより安心を与えるだけではなく、必要なサービスを必要な量提供できるよう関係機関と連携していくことが重要になります。そのニーズや内容は様々であり、相談員だけでは判断が難しいこともあります。そのため、情報を共有し、家族への支援も含め、自立支援協議会など

を活用し、皆で考えることができる体制を作ることが重要です。また、発達支援においても相談が増えている状況を踏まえ、発達支援センターの療育や検査体制を継続させていくほか、就学児童生徒においては、スクールカウンセラーの活用と連携も行っていきます。

(4) は障がい児への支援の提供体制についてですが、18歳までは子どもにとって色々な人がかかわる時期です。そのため、関係機関との連携はより重要であると考えます。そのことにより切れ目がない、一貫した支援が行えるものと考えています。発達支援センターの機能の強化も含め検討していき、支援体制の確保に努めたいと考えています。

次に33ページから第6期障がい福祉計画としての内容である、第6章となります。

各種サービスの種類ごとに国の基本指針の主旨、町の現状と課題・成果目標、そして表で数値目標という流れで記載しています。

この数値目標については、基本的には国の基本指針に沿って、令和元年度の実績値に対してどのように変化し、どの程度のサービスの利用が必要となるか見込量を設定し、その数量を確保すべき方策を示すものですが、幕別町の実態として国の指針どおりとなっていない目標もあります。町の現在のサービス利用の実態、現計画の推移、アンケート結果に基づいて設定をしています。

1の成果目標ですが、障がいのある人が地域で生活をしていく共生の実現が進んでいます。施設入所している人や、病院に入院している人が状況に応じてではありませんが、地域で暮らしていける体制づくりが必要となっています。地域で暮らす支援を行うサービスとして、地域移行支援というのがあります。令和元年度現在で福祉施設入所者数は60人であり、高齢者や重度の障害を持つ人が新たに施設に入る人数と地域移行支援を利用し、施設を退所し、地域で暮らしていく人の人数を勘案し、令和5年度末には施設入所者数を59人とするものであります。

35ページをご覧ください。地域生活拠点の整備についてであります。相談、体験の機会や場の提供、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくりなどを総合的に行っていく拠点を整備するものです。現在、十勝管内で地域生活支援拠点として位置づけ整備がされているのは2か所です。もちろんそれぞれの障がいのある人への課題に対して、日々対応をさせていただいていますが、それらをコーディネートし、地域全体で障がい者の生活を支えていくサービス提供体制のことを示し、これを令和5年度末までに整備したいと考えています。

次に就労に係る目標ですが、障がいのある人が一般就労への移行のための訓練として就労移行支援や就労継続支援というサービスがあります。現在、町内には就労継続支援B型事業所が4か所あります。A型が雇用契約を基に仕事をして

らい、対価としての賃金を払うのに対し、B型は雇用契約に基づかない作業等をしてもらい、工賃という形でお金が支払われるものです。また町外のA型事業所や就労移行支援事業所を利用されている方もいます。そこで訓練をし、一般就労につながる人の見込を4人とし、一般就労をした後も、そこで安心して働くことができるよう就労定着支援の利用についてもサービスの提供体制を確保していきたいと考えています。

次に39ページです。それぞれのサービスの種類ごとの見込量を示しています。

現計画である第5計画の実績値と令和3年度からの見込値を表で記載しています。

こちらは先ほどご説明しましたとおり、現計画の推移、現在の各サービスの利用実態、アンケート結果などを基に設定しているものです。これらの数値は見込値であり、これらの受け皿を確保するためのものであります。

今後、増加が明らかに見込まれるものは過去の増加状況や、現状で把握している利用予定を加味し、各年度で増加させています。

また、同じ数値の推移で見込んでいるサービスについては、これから新たに利用される人、介護保険サービスに移行される人などを勘案し、明らかな増加が現状で見込まれない場合に、同じ数値での推移としております。

39ページの訪問系サービスでは、今後も少しずつ増加していく見込としています。

40ページの日中活動・訓練・就労系サービスでは、就労移行支援や就労継続支援A型・B型の利用については、新たに特別支援学校などを卒業された方などが自分の特性にあわせて利用するなど、今後も増えていくことを想定しています。

43ページの居住支援・施設系サービスでは、施設から地域での生活に以降していく一方で、一人暮らしは不安ということからグループホームでの生活を希望する人も多いことから、今後も増えていくことを想定しています。

44ページの相談支援では、手続きの複雑さや関係機関への連絡調整が障がいのある人が一人で全てを行うことは難しいことも多く、また客観的に状況を判断できる人が必要な場合もありますことから、町としても積極的にサービス利用者への紹介や利用を進めています。

このことから、今後も継続して利用者の増加を見込んでいます。

45ページからの地域生活支援事業では、49ページの⑧移動支援事業は、屋外での移動が困難な方が外出をし、社会参加や病院へ行きやすい体制をとるため、また、50ページ下段の⑩の中の日中一時支援はアンケート結果でもありましたとおり、支援者の高齢化や休息の機会として障がいのある人が日中の居場所を確保しそこで支援を受けることができるものであり、今後も利用の増加が見込まれて

います。

51 ページをお開きください。第7章として第2期幕別町障がい児福祉計画の内容を示す部分となります。

成果目標、サービスの見込ともに、第6章と記載方法は同じになります。

障がい児支援については、町の発達支援センターに保育所等に出向いて直接支援や、保育士へのアドバイスを行う保育所等訪問支援など、求められているニーズに応じた機能の拡充等を検討していきたいと考えています。重症心身障がい児を支援する施設は十勝にも数が少なく、受け入れ態勢の確保については、事業所の誘致や管内市町村との協議を進めていきたいと考えています。

また、医療的ケアを必要とする障がい児が地域で保育や教育の場を提供できるよう個々に応じた受け入れ態勢の検討を関係機関と連携して行っていける場を設けたいと思います。

53 ページからの障がい児が利用する各サービスの見込量については、障がい者の方でご説明した同じ手法で設定をしています。障がい者のサービスと同様、必要量の確保に努めていきたいと考えております。

53 ページの障害児通所支援では、学齢期の児童が学校を下校した後の療育の場として、放課後等デイサービスの需要が高まっています。令和2年度見込値はコロナウイルス対策のための学校の休校期間が長くありその間の利用が増えたことによるものであります。いずれにしましても、今後も利用の増加が見込まれており、その受け入れ態勢の確保を図ってまいりたいと考えています。

55 ページの障害児相談支援は、障がい者相談支援と同様に、手続きの煩雑さや保護者以外の第三者の視点からのアドバイス等が必要な場合も多くありますことから、積極的に利用を進めているところであり、利用量は今後も増加していくと見込んでいます。

56 ページからは参考資料として、本委員会の名簿や諮問書、各会議の議題等を掲載しているところです。

わかりにくい説明で大変恐縮ですが、以上でございます。

○委員長 皆さんから、ご質問等はございませんか？

○森脇委員 3点ほどご質問をさせていただきたいと思います。

1点目ですが、素案の23ページ権利擁護の推進、虐待防止の記載のところで、周知や審判・報酬費用の助成とありますが、もっと踏み込んだ記載をしていただきたいなという思いであります。例えば申し立ては本人が行うものですが、本人が申し立てを行うことができない状況にあつては、町長が申し立てをできる

ことになっています。この町長申し立ての積極的な推進を行っていただきたい。また、専門職の配置による支援体制の確立や中核支援機関の設置についても対市町村で設置しているところも多数あるわけですが、中々進んでいないという現状もありますので、そういった部分を記載してはいかがと思います。

2点は、素案の24ページの障害福祉サービスの部分ですが、高次脳機能障害者への支援の記載がありません。高次脳機能障害は事故等でなんらかの脳の障がいを受けるものですが、この高次脳機能障害のある人は支援が十分に受けられないと聞きました。こうした制度の狭間で困っている方への具体的な支援を記載してはと思います。

3点目ですが、町議会への対応についてです。現在素案ということですが、町議会に対してどんな手続きがあるかはわかりませんが、どの段階で提出をされるのか、また、議員の意見についてどのように対応するのか。

以上の3点についてお伺いします。

○障がい福祉係長 1点目の成年後見制度の記載についてであります。高齢者による成年後見制度の利用については、平成29年度で2件、平成30年度3件、令和元年度は実績がありませんでした。このうち町長申し立ての件数は平成29年度の1件のみであります。また、65歳以下の障がい者による制度の利用については、平成25年度に1件あった後、これまで実績はありません。町による必要としている方への周知については、不足している部分もあったかと思えます。その点については反省をし、強化していかなければならない部分と考えております。

本町においては、現状で高齢者による制度の活用が多いことから、今後介護保険に関する計画についても今年度中に作成予定となっておりますので、保健課とも協議をし、記載の有無を含め検討をさせていただきます。

2点目の高次脳機能障害についてであります。委員がおっしゃられるように高次脳機能障害という言葉は記載されておられません。ただ、高次脳機能障害の方でも、障がい者手等をお持ちの方もおりますし、障害福祉サービスも他の障がいをお持ちの方と同様に受けられます。本計画における障がい者の定義として「継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」としており、ここには文言としてはありませんが、高次脳機能障害により当てはまる方も含んでいるものと認識して素案を策定しているものです。

高次脳機能障害という言葉の記述について、持ち帰らせていただき検討をさせていただきますと思います。

3点目の町議会への対応についてであります。

本日、素案という形でお示しをさせていただいておりますが、本日いただいた

ご意見、また自立支援協議会定例会等で寄せられたご意見を加味し、修正すべきところを修正し、次回の会議で計画案としてお示ししたいと考えております。

計画案が固まりましたら、それを町議会において説明をし、意見等をいただきましたなら、年明けに実施いたしますパブリックコメントで寄せられたご意見と合わせ反映をさせ、最終的な計画としていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 よろしいでしょうか。他にご意見、ご質問ありませんでしょうか。

○佐藤(文)委員 29 ページの(6) 保健・医療の充実に係る部分でお聞きしたいんですが、白血病等で移植を受けた方は、地域で治療がうけることができないので、札幌や場合によっては東京など遠くに行かざるを得ないが、そこに対する交通費助成がないのは何故なんですか。検査を受けるにもいかなければならず、年に数回は行くことになり、非常に負担が大きいと聞いています。全額負担とまではいなくても、1 回分は助成しますとかあってもいいと思います。音更町や広尾町ではそういった助成が行われています。

○福祉課長 現在町で行っている交通費助成については、治療を行うために行っているものであり、検査については難しいのかなとも考えています。

○佐藤(文)委員 音更町では明確に移植をした人は対象と記載している。幕別町は道内の町村としては3 番目に人口規模が多い町である。音更町や2 番目に多い七飯町でもそのようなことが可能なような話を聞いた。必要とする絶対数が少ないのはわかるが、負担軽減であれば負担は大きいし、幕別町でできないのはおかしいと思う。

○福祉課長 これまで、様々なニーズ等を勘案して交通費助成の部分で広く公平性を保てるよう設定してきたところです。その移植に限らず様々な障がいや病気がある中で、公平性を保てるか、どのくらいの対象者がいるのか、音更町や広尾町の状況も確認をさせていただきたいなと思います。

○委員長 よろしいでしょうか。他にご質問等はございませんか。無いようですので、協議・報告事項は以上となります。

#### 4 その他

○委員長 次に4 その他ですが、事務局からありますか。

○障がい福祉係長 今後の日程についてご説明いたします。

本日、いただいたご意見、またこの後10月27日に開催されます「自立支援協議会定例会」においていただいたご意見を元に、再度見直しを行い、12月中旬頃に第3回策定委員会を開催させていただきたく予定です。

そこで、素案について承認をいただきましたら、年明けより1ヶ月間のパブリックコメントを実施します。その後2月中旬～下旬に第4回策定委員会を開催し、答申の作成をお願いするものであります。

会議については、都度文書でご案内させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○委員長 委員の皆さんから何かありませんか。

それでは、以上を持ちまして第2回幕別町障害者福祉計画策定委員会を終了いたします。長時間にわたりお疲れ様でした。